

茅ヶ崎市柳島キャンプ場

指定管理者募集要項

令和8年7月
(令和8年8月21日一部改訂)

茅ヶ崎市 建設部 公園緑地課

目 次

1	趣旨	2
2	設置目的	2
3	施設の概要	2
4	休場日及び利用時間	3
5	指定管理者が行う業務	3
6	指定予定期間	3
7	経費に関する事項	3
8	指定管理者の募集に関する事項	4
9	指定管理者の候補者の選定及び指定に関する事項	9
10	協定及び準備に関する事項	10
11	指定管理業務の継続が困難となった場合の措置	11
12	損害賠償等	12
13	業務の委託等	12
14	原状回復及び事務引き継ぎ	12
15	リスク分担に対する方針	12
16	その他	14
17	問い合わせ先	14

茅ヶ崎市柳島キャンプ場施設指定管理者募集要項

1 趣旨

茅ヶ崎市柳島キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）について最も効果的かつ効率的な管理運営を実現するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例（平成24年茅ヶ崎市条例第22号。以下「条例」という。）第3条及び茅ヶ崎市柳島キャンプ場条例施行規則（平成24年茅ヶ崎市規則第39号。以下「規則」という。）第2条の規定により、キャンプ場の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 設置目的

キャンプ場は、自然の中での野外活動、レクリエーション活動その他の活動を通して、利用者の自然に対する理解を深めるとともに、利用者の心身の健康の増進を図るために設置された施設です。

3 施設の概要

- （詳細は別紙1 「柳島キャンプ場 場内配置図」を参照）
- | | |
|----------|--|
| （1）名 称 | 茅ヶ崎市柳島キャンプ場 |
| （2）所 在 地 | 神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸1592番1地先 |
| （3）構 造 | ・管理棟 1棟
〔木造地上2階建て
平成6年建設〕
・宿泊棟 1棟
〔木造地上2階建て
平成24年3月建設〕
・ログキャビン 3棟
〔木造1階建て
平成6年建〕 |
| （4）敷地面積 | 36,505.19㎡ |
| （5）延床面積 | ・管理棟 (202.77㎡)
1F (床面積 129.87㎡)
2F (床面積 72.90㎡)
・宿泊棟 (275.71㎡)
1F (床面積 143.66㎡)
2F (床面積 132.05㎡)
・ログキャビン3棟 (各床面積 16.20㎡) |
| （6）施設内容 | 管理棟1F(事務室、会議室、食堂、倉庫、トイレ、シャワー室)
管理棟2F(和室3部屋、浴室)
宿泊棟1F(「あかしあ」7人部屋、「つつじ」7人部屋、トイレ、シャワー室、倉庫)、宿泊棟2F(「しじゅうから」7人部屋、「えぼし」24人部屋、トイレ)
ログキャビン3棟、かまどサイト(現状12ヶ所)、テントサイト(現状29ヶ所) |

4 休場日及び利用時間

(1) 休場日

- ア キャンプ場の休場日は、週休1日を上限に指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとします。
- イ アの規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に休場日に開場し、又は臨時に休場日以外の日に開場しないことができます。

(2) 利用時間

キャンプ場の利用時間は、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとします。指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、臨時に利用時間を変更することができます。

5 指定管理者が行う業務

(詳細は、別紙2「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者管理運営の基準」を参照)

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 広報に関する業務
- (3) 危機管理に関する業務
- (4) 施設等の維持管理に関する業務
- (5) 経営管理に関する業務
- (6) その他の業務

6 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

ただし、管理を継続することが適当でないと市が認める場合には、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

7 経費に関する事項

(1) 管理運営経費

指定管理者は、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する各事業の運営業務により得られる売上を収入とすることができます。なお、施設の維持管理業務及び運営業務に必要な費用は、その収入をもって充てるものとし、市は指定管理料の支払いを行わないものとします。

(2) 利用料金

利用料金の額は、指定管理者が条例別表に定める額の範囲内で市長の承認を得て定めるものとします。条例第13条及び規則第10条の規定により利用料金を減免するものとしますが、減免した利用料金については、市は補填を行いません。利用料金の設定は提案事項となります。

(3) 充当金

指定管理者は、年間の利益(総収入から総支出を差し引いた額)の一部(以下、「充当金」という。)を施設の整備修繕費に又は新たな事業拡大の投資に充てることとします。充当金は「(8) 提案を求める事項 エ 継続性のある施設運営について」にて提案した割合とします。

ただし、天災等の不可抗力により著しく経営状況が悪化した場合は、充当金の免除を

認める場合があります。その場合は、市と指定管理者との協議により決定するものとします。

(4) 収入金額は、指定管理者が他の事業等で利用する口座とは別に専用口座や帳簿等を設け、管理してください。

(5) 施設等の修繕費の負担区分

修繕とは、施設(附属設備を含む)及び備品の劣化や損傷部分、あるいは性能を事実上、支障のない範囲まで回復させることをいいます。施設の機能を向上させる目的での小規模な改修・改造・改装に関しても、修繕に含むものとします。

1件30万円未満の施設の維持管理等にかかる修繕は、指定管理者の裁量で行い、指定管理者の費用負担とします。ただし、1件30万円以上の修繕及び上記(3)充当金の使途については、市と協議することとします。

8 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集期間

令和8年7月22日(水)から令和8年9月8日(火)まで

(2) 応募資格

本募集に応募できる団体は、次のいずれの条件も満たす団体とします。

ア 団体であること。(法人格の有無は問わない。ただし、共同事業体にあつては、本件の応募に関して他の団体の構成員として応募をしていない2以上の団体により構成されるものに限る。)

イ 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有すること、又は破産者で復権を得ていること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により茅ヶ崎市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

エ 茅ヶ崎市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。

オ 国税及び地方税(法人税、消費税、地方消費税、法人住民税、事業税、事業所税)を滞納していないこと。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

キ 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第2号から第5号までに該当しないこと。

ク 2年以内に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取り消しを受けたことがないこと。

ケ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に加入していること。(加入の必要がない場合は除く)

コ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。(仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること)

サ 地方公共団体の長や議員が経営する法人・団体でないこと

シ 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の実績(成果)を有すること。

(3) 募集要項の公開

ア 公開期間

令和8年7月22日（水）から令和8年9月8日（火）まで

イ 募集要項の入手方法

資料一式については、茅ヶ崎市ホームページ「茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者の募集について」からダウンロードしてください。

URL：<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kouen/1044099.html>

(4) 応募者説明会及び現地見学会

提出書類の記載方法等について、次のとおり説明会を行います。応募者説明会及び現地見学会に参加しない団体は応募できませんので、本募集に応募を希望する場合は、必ずご参加ください。なお、共同事業体として応募予定の団体が応募者説明会に参加する場合、必ず代表団体の方が最低1名出席してください。また、説明会後現地見学を実施します。現地での説明は特に致しませんが、自由にご見学ください。

ア 応募者説明会日時

① 令和8年8月5日（水）10時から12時まで

② 令和8年8月6日（木）10時から12時まで

イ 応募者説明会場所

① 茅ヶ崎市役所分庁舎5階会議室A

② 茅ヶ崎市役所分庁舎5階会議室B

ウ 現地見学会日時

上記①及び②の説明会後、13時30分から14時30分まで

※キャンプ場営業日のため、施設によっては、見学できない可能性があります。予めご了承ください。

※キャンプ場の駐車場は利用可能(各団体1台)ですが、キャンプ場営業日のため、満車の際は、近隣駐車場(柳島しおさい公園、柳島スポーツ公園等)をご利用ください。その場合の駐車場料金は、各団体でご負担ください。道の駅の駐車場には駐車しないでください(説明会後道の駅を見学される場合は見学の際に駐車いただくようお願いいたします)。

エ 参加申込

令和8年7月31日（金）午後5時（必着）までに、別紙3「応募者説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、電子メールで送付してください。また、未到達を防ぐため、送信後の確認の連絡をお願いします。

（なお、説明会の参加は、1団体につき2名までとしますが、参加団体が多数の場合は、1団体につき1名までとする場合があります。）

オ 申込先

茅ヶ崎市 建設部 公園緑地課 公園緑地担当

TEL 0467-81-7194（直通）

メール kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp

(5) 質問の受付

本募集に関する質問は、次のとおり受付をします。

ア 受付期間

令和8年8月6日（木）から令和8年8月12日（水）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

別紙4「質問書」に記入のうえ、電子メールで提出してください。

また、未到達を防ぐため、送信後の確認の連絡をお願いします。

ウ 質問書提出先

茅ヶ崎市 建設部 公園緑地課 公園緑地担当

TEL 0467-81-7194 (直通)

メール kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp

エ 回答

質問に対する回答は、質問者の団体名を伏せたうえで、令和8年8月21日(金)までに、茅ヶ崎市ホームページ「茅ヶ崎市柳島キャンプ場の指定管理者の募集について」のページ上にて公表します。

なお、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なもの、審査に著しく影響を与えるものについては、回答を控えることもありますのでご了承ください。

(6) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとします。

ア 提出期間

令和8年8月24日(月)から令和8年9月8日(火)まで(土曜日・日曜日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所

茅ヶ崎市建設部公園緑地課(茅ヶ崎市役所本庁舎3階5番窓口)

エ 提出方法

原則持参(郵送による提出を希望する場合は電話で事前に御相談ください。郵送の場合、提出締切は令和8年9月8日(火)消印有効とします。)

オ 提出書類

本募集に応募する団体は、別紙5「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者指定申請提出書類様式集」を参照のうえ、提出書類については、A4サイズ(様式・資料ごとに両面印刷)、2穴、頁番号を振り、ファイル綴じにし、正本1部に加え副本7部を添えて提出してください。また、電子データ1部(CD-RまたはDVD-R)を併せて提出してください。

審査は団体名を隠して行いますので、このことにご留意いただきながら事業提案書を作成して下さい。なお、副本については、応募者名が直接記載されている箇所は黒塗りにするなど、非開示の形で作成してください。

なお、官公庁が発行する書類は、令和8年5月24日以降に発行されたものに限ります。

カ 応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

(7) 共同事業体としての応募

共同事業体として本募集に応募する場合には、次の事項に留意してください。

ア 共同事業体の形態をとる場合には、代表団体を決め、代表団体が応募書類を提出してください。

イ 提出書類第1-2号様式「共同事業体協定書」及び提出書類第1-3号様式「委任状」を提出してください。

ウ 提出書類第3号様式「団体の概要書」、応募者の組織図、役員等の構成、役員の履歴書、定款、寄付行為、約款等については、全構成員のものを提出してください。

- エ 提出書類第4号様式「公の施設の管理運営業務の実績報告書」については、当該共同事業体での実績及び構成員ごとの実績をそれぞれ記載し、提出してください。
- オ 別紙5「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者指定申請提出書類様式集」記載の項番5～9については、全構成員のものを提出してください。

(8) 提案を求める事項

本キャンプ場は、独立採算による運営、すなわち維持管理業務及び運営業務に必要な費用は、その収入をもって充て、市は指定管理料の支払いを行わない黒字化できる施設として運営を実施しています。

敷地は保安林区域内に位置しており様々な制限がある中、グランピングの増設や火気使用エリアを拡大するなど、これまで利用者増のための取り組みを進めてきました。

昨今ソロキャンプ、グランピング、手ぶらキャンプ等 ニーズも多岐にわたっており、今後につきましてもあらゆる利用者のニーズに柔軟に対応する必要があります。また、施設の老朽化対策につきましても、適切な維持管理、修繕を行い、清潔で快適に利用していただける環境を維持していく必要があります。

また、現在運営をしている中では次のような課題があります。

- ・コロナ禍のアウトドアブームも少し落ち着きを見せ、今後利用者数を上げる取り組みが必要。
- ・無断キャンセルや当日キャンセルによる稼働率の低下。
- ・駐車場台数の制限（1サイトに対し1台まで）

そこで、上記課題等を踏まえ、次の事項について提案を求めます。提案事項につきましては、提出書類第2-7-1～5号様式「提案を求める事項」にご記入ください（実際の提案の実施については、市と協議のうえ決定します）。

ア 魅力的なイベント開催等について

利用者のサービス向上のため、魅力的なイベント開催等の具体的な提案をしてください。

イ 利用条件等の工夫について

(ア) 利用料金及び利用時間の設定

利用料金は、条例の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めることと規定しています。また、利用時間は、条例にて指定管理者が市長の承認を受けて定めることと規定しています。利用者のサービス向上、利用者増、収益増の観点から、利用料金及び利用時間の考え方について提案してください。利用料金及び利用時間は、季節等による設定変更もできるものとします。その場合は、変更した設定についても記載してください。

炊事場の利用料金については、市もしくは指定管理者による事由に関わらず、各サイトで火気を使用できる場合は、条例別表に規定されている炊事場の料金を加算しないこととします。

日帰りの利用時間については、複数部制を導入しても構いません。

(イ) 受付期間

受付期間は、条例の範囲内にて市長の承認を受けて定めることと規定しております。利用者のサービス向上、利用者増、収益増の観点から、受付期間の考え方について提案してください。

(ウ) 無断キャンセルの対策方法

キャンセルによって稼働率を低下させないため無断キャンセルの対策につい

て詳細にご記入ください。

(エ) 市内利用者への優遇措置

令和4年4月1日施行の条例改正により、これまで規定されていた市内利用者の利用料金の規定を廃止いたしました。市内利用者への優遇措置を廃止するために改正したものではなく、指定管理者によって利用料金だけでなく、他の方法でも優遇措置が可能になるよう改正したものです。そこで、市内利用者への優遇措置を、利用者のサービス向上の観点から一項目以上ご記入ください。

ウ 利用者増を図る取り組みについて

オーバーユース等による周辺自然環境や快適な利用環境の悪化を配慮しつつ、上記「イ」で記述した内容以外で、別紙2「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者管理運営の基準」の「2 管理運営方針」を踏まえたうえで、利用者増を図る取り組みについて、実施可能な範囲で、具体的な提案をしてください。

エ 継続性のある施設運営について

別紙2「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者管理運営の基準」の「3 業務内容及び水準（6）その他の業務 ク その他の留意事項（カ）継続性のある施設運営」に関する提案がある場合は、詳細に記載してください。施設整備・修繕費への充当金については、年間の利益（総収入から総支出を差し引いた額）に対する割合を記載してください（年間利益の〇％）。

オ 周辺施設との連携策について

当該地周辺は柳島しおさい公園、柳島スポーツ公園、道の駅など様々な施設が点在するため、相互利用のサービス向上に繋がる周辺施設との連携策を記載してください。

(9) 応募に際しての留意事項

ア 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は応募者の承認を得ず、無償で応募書類の一部を使用できるものとします。

ウ 応募書類の開示

応募書類は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）における行政文書になることから、同条例に基づく情報公開請求等により公開される場合があります。

この場合において、指定管理者による公の施設の管理運営は、極めて公共性の高い事業であり、指定管理者の業務内容の透明性確保の観点から、指定管理者として指定された団体の応募書類（別紙5「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者指定申請提出書類様式集」の項番2～5に該当するもの（別紙資料を除く））については、同条例第7条に定める公益上の理由による裁量的公開により、公開されます。

エ 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、別紙6「応募辞退届」を提出してください。

オ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会（以下、「選定等委員会」という）が認めた場合はこの限りではありません。

カ 重複応募の禁止

応募は1団体につき1案とし、複数の応募はできません。また、一つの団体が複数の共同事業体に参加することも認められません。

キ 接触の禁止

市が認める場合を除き、選定等委員会委員、その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

ク 応募団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体にあたっては、構成団体）の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

（ア）説明会の代理出席

（イ）事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可）

（ウ）選定等委員会の面接審査への出席

ケ 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

コ 失格要件

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。なお、失格となった場合においても市は応募に要した費用の負担は行いません。

（ア）応募後に応募資格を満たさないこととなった場合あるいは応募資格を満たさないことが判明した場合

（イ）募集要項に定める手続きを遵守しない場合

（ウ）応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

9 指定管理者の候補者の選定及び指定に関する事項

（1）選定方法

指定管理者の選定については、応募資格を満たしている団体から提出された提案を選定対象とし、選定等委員会において、応募書類等に基づく書類審査及び応募者への面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を原則非公開で行います。当日のご説明（プロジェクター等の映像機材での説明を含む）は、事前に提出いただきました応募書類の提案内容の範囲内とさせていただきます。応募書類に記載のない新たな提案事項の説明は評価点への反映はいたしません。別紙7「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者選定審査評価表」に掲げる「評価項目及び評価の視点」により得点化した各選定等委員会委員の評価点の合計にネーミングライツ料の提案に基づく評価点の加点を行ったものを最終評価点とします。なお、ネーミングライツの提案がない場合は、加点を行わず、各選定等委員会委員の評価点の合計を最終評価点とします。最終評価点が満点の6割以上で、かつ最も高い者を指定管理者の候補者として選定し、2番目に得点の高い者を候補者の次点者として選定します。

また、応募者が4者以上であった場合には、選定等委員会による書類審査を実施し、書類審査における最終評価点の合計の上位3者を絞り込み、その3者に対し面接審査を行います。面接審査の日時及び場所については、後日連絡します。

なお、書類審査及び面接審査について、最終評価点が同点の場合は、市が一番重要視している別紙7「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者選定審査評価表」に掲げる「評価項目及び評価の視点」の「7（6）継続性のある施設運営について」の点数が高かった方を候補者とします。また、「7（6）継続性のある施設運営について」も同点の

場合は、「5施設の運営について」の合計点数が高かった方を候補者とします。

(2) 選定基準及び評価項目等について

条例第5条のほか、別紙7「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者選定審査評価表」を参照してください。

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全ての応募者へ文書で通知します。また、選定の経過及び結果は、市議会における議決後、市ホームページへの掲載等により公表します。応募者の書類審査及び面接審査を含む選定等委員会の会議録については発言を明記したものとし、原則公開となります。

(4) 指定の手続き

選定された団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を茅ヶ崎市議会に対して提案し、議決後に指定管理者として指定します。指定にあたっては、文書で通知するとともに、茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）の定めるところにより告示します。

なお、茅ヶ崎市議会への提案は、令和8年第4回定例会（12月）を予定しています。

(5) 選定結果に関する問合せ

選定結果に関する質問は受け付けません。

10 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議のうえ、協定を締結します。協定には、指定管理に係る基本的な事項を締結する「基本協定」と、年度ごとに必要な事項を締結する「年度協定」があります。

ただし、協定締結又は協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用の著しい喪失など、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

なお、市は、市議会の議決を得られなかったとき、指定管理者が協定の締結を行わなかったとき、協定を解除したときにおいては、指定管理者が本件に関して支出した費用については補償しません。

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

(2) 準備業務

選定された団体は、指定管理者に指定された時から指定管理期間の開始までに次の業務を行うこととし、その準備にかかる経費についても負担するものとします。

ア 事業計画書作成業務

事業計画書を作成するものとします。

イ 市等との連携・調整業務

市をはじめ、キャンプ場と関係する機関や団体等との連携や調整を実施し、指定管理期間までに必要な準備を行うものとします。

ウ 現在の指定管理者からの引き継ぎ等業務

現在の指定管理者と団体が異なる場合には、指定管理期間よりスムーズに業務を開始できるよう、引き継ぎ業務を行うこととします。

エ 予約事務

現指定管理者では、選定された団体が指定管理者として決定するまで、令和9年4月以降の施設利用の受付を行いません。選定された団体が決定後、現指定管理者と協議のうえ、令和9年4月以降の施設利用の受付を開始することとなります。

オ その他、指定管理期間の開始までに必要な事項

指定管理期間の開始までにその他必要な事項を行うものとします。

※詳細については別途提示します。

1 1 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その際、市は指定管理者に対し、次の必要な措置を取ることができるものとします。

なお、災害その他不可抗力等、指定管理者の責めに帰することのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

その際、一定期間内に協議が整わない場合、市は指定管理者の取り消しを行うことができるものとし、指定管理者は次期指定管理者への円滑な引き継ぎを行うこととします。

(1) 改善勧告

市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができるものとします。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指定管理者が指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定の取り消し又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(2) 指示

市は、指定管理者が次の事項に該当すると市が認めたときは、地方自治法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指定管理者が指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。

ア 募集要項に定める応募資格を失ったとき。

イ 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があるとき。

ウ 協定書の事項に関して違反をしたとき。

エ 個人情報保護に関する取り扱いが不適切であるとき。

オ 関係法令、条例又は規則に違反をしたとき。

カ その他指定管理者としてふさわしくないとき。

(3) 指定の取り消し

市は、指定管理者が次の各事項に該当すると市が認めたときは、選定等委員会の意見を踏まえた上で、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すことができるものとします。

ア 団体が倒産（解散）したとき。

- イ 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営等の継続が困難であるとき。
- ウ 協定書の事項に関して重大な違反をしたとき。
- エ 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。
- オ 個人情報保護に関する取り扱いに関して重大な欠陥があるとき。
- カ 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたとき。
- キ 応募に際して虚偽の記載をし、又は申し立てたとき、又は組織的な違法行為を行った場合など、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適當であるとき。
- ク その他指定管理者として不適格であるとき。

1 2 損害賠償等

- (1) 「1 1 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置」により指定管理者の指定が取り消され又は業務停止となり、市に損害を与えたときは、市は指定管理者に対し、損害賠償請求をすることがあります。また、指定の取り消し又は業務停止により、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責めを負わないものとします。
- (2) 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を市に賠償しなければならないこととします。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではありません。
- (3) 管理運営上の瑕疵が原因で事故が発生した場合に対処するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

1 3 業務の委託等

指定管理者は、指定管理業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、施設の管理に関する業務を委託する場合で、事前に市に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

1 4 原状回復及び事務引き継ぎ

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、市又は新たな指定管理者と十分な事務引き継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について市長の承認を得たときはこの限りではありません。

1 5 リスク分担に対する方針

市が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。次の事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします

リスクの種類	リスクの内容	負 担 者		
		市	指定 管理者	協議 事項
物価変動	指定管理業務に多大な影響を与えるもの			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期	○		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	上記以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
利用者及び第三者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
不可抗力	不可抗力による施設・設備の復旧費用			○
	不可抗力による管理運営の中断			○
指定管理への円滑な移行	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
施設及び物品の損傷	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	上記以外のもの			○
管理運営費の増大	管理運営内容の変更以外の管理運営費の増大		○	
性能不適合	協定で定めた要求水準に不適合		○	
事業終了時	指定管理者の指定期間の終了及び指定期間中の指定取消しの場合の原状回復、次期指定管理者への引継ぎ		○	

※不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、疫病などを指します。

1 6 その他

(1) ネーミングライツの導入について

企業などへの広告の機会を拡大するとともに、市の新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することにより、地域経済の活性化及び市民サービスの継続的な実施を目的とし、ネーミングライツの導入を行います。

ネーミングライツを希望する応募者は、別紙8「茅ヶ崎市柳島キャンプ場ネーミングライツパートナー募集要項」を確認し、別紙8-4「茅ヶ崎市柳島キャンプ場ネーミングライツパートナー 提出書類様式集」を参照のうえ、提出書類については、「8 指定管理者の募集に関する事項（6）応募書類の提出 オ 提出書類」に定める提出書類とは別冊でA4サイズ（様式・資料ごとに両面印刷）、2穴、頁番号を振り、ファイル綴じにし、正本1部に加え副本7部を添えて提出してください。

なお、提案されたネーミングライツ料は、別紙8-3「ネーミングライツパートナー選考基準」内「V 提案選考（提案内容の評価） 2 (1) ネーミングライツ料」のネーミングライツ料評価基準に基づき最大5点で事務局にて点数化されます。この点数は、別紙7「茅ヶ崎市柳島キャンプ場指定管理者選定審査評価表」に掲げる「評価項目及び評価の視点」により得点化した各選定等委員会委員の評価点の合計に加点されます。

別紙8-3「ネーミングライツパートナー選考基準」内「V 提案選考（提案内容の評価） 2 (2) 愛称」の評価点は加点されません。

(2) 租税について

租税に関して、指定管理者は、原則として法人税、法人市・県民税、法人事業税及び事業所得税等の課税の対象となることがあります。また、新たな事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税等の課税の対象となります。詳しくは、管轄の税務署、県税事務所、市役所市民税課・資産税課等の関係機関にお問い合わせください。

1 7 問い合わせ先

茅ヶ崎市 建設部 公園緑地課 公園緑地担当
住 所 〒253-8686
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電 話 0467-81-7194（直通）
メール kouen@city.chigasaki.kanagawa.jp